

■平成28年度 第1回 大阪府環境審議会野生生物会での意見と対応

| No. | 大項目 | 頁 | 行 | 意見 | 対応 |
|-----|----------------------------|----|----------------|--|--|
| 1 | 第二 鳥獣保護区、特別保護地区等に関する事項 | 1 | 25~26 33~35 | はこわなによる狩猟については、保護区内であっても認めてほしい。 | 保護区で、農林業被害等が発生した際には、有害捕獲が可能である旨、周知徹底し、適切な捕獲の実施により農林業被害等の防止に努めてまいります。 鳥獣保護区については、国指針により、今後、保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、鳥獣の保護に適切か考慮したうえで指定・更新を検討します。 |
| 2 | 第二 鳥獣保護区、特別保護地区等に関する事項 | 1 | 31~32 | 生物多様保護区だという認識を記述するべき | 国指針により、生物多様性の確保に資する旨、追記しました。 |
| 3 | 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 | 5 | 5~12 | 人工増殖するものが、何の鳥か分からない。 | 対象は、希少種(コウノトリなど)や狩猟鳥獣(キジ・ヤマドリ)です。 |
| 4 | 第四 鳥獣の捕獲等の許可に関する事項 | 7 | 2~5 | シカ・イノシシをくくりわなで捕獲する際の、輪の直径が12cm未満の基準は、12次計画又はシカ・イノシシ管理計画のどちらかで緩和基準を設定するのか。 | くくりわなの輪の直径は、シカ・イノシシ管理計画において制限を解除(12cm以上も可)とします。 ※現行の11次計画と同様扱いです。 |
| 5 | 第四 鳥獣の捕獲等の許可に関する事項 | 7 | 12~14 | モニタリング調査等により鉛中毒が生じる地域を把握する際は、大阪府だけが全部やるのではなく、公益社団法人大阪府猟友会などと連携して実施する旨、記載するべき | 公益社団法人大阪府猟友会及び日本野鳥の会大阪支部等の関係団体と連携し調査を実施する旨追記しました。 |
| 6 | 第四 鳥獣の捕獲等の許可に関する事項 | 10 | 20~ | 予察表の順番がよく分からない。 | 予察表の順番は特に規定はありません。 獣種 → 鳥種となっているため、順番の変更は行いません。 |
| 7 | 第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 | 20 | 16~ | 管理の目標(平均生息密度10頭/km ² 等)については、12次計画では記載せず、シカ・イノシシの管理計画で記載すべき。 | 管理の目標にかかる数値については、12次計画には記載しません。 管理の目標の項目を削除しました。 |
| 8 | 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項 | 25 | 14~17 | 狩猟者の確保については、現場の狩猟者が減少しており、重要な事案であるため、もう少し具体的に書き込む内容を検討してほしい。 | 国指針により、狩猟者確保のための対策を追記しました。 |